

議案第155号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(区の事務所) 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(区の事務所) 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
[略]			[略]		
大宮区役所	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1	[略]	大宮区役所	さいたま市大宮区大門町3丁目1番地	[略]
[略]			[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年5月7日から施行する。
(さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正)
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
さいたま市大宮福祉事務所	さいたま市大宮区吉敷町1丁目12番地1	[略]	さいたま市大宮福祉事務所	さいたま市大宮区大門町3丁目1番地	[略]
[略]			[略]		

(さいたま市障害者更生相談センター条例の一部改正)

- 3 さいたま市障害者更生相談センター条例（平成15年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置する。	(設置) 第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所として、さいたま市障害者更生相談センター（以下「相談センター」という。）をさいたま市大宮区大門町3丁目1番地に設置する。